



第三者委員会の権限は大きいのですが、あくまでも第三者委員会の役割は申立者の内容の審議、そして社会保険庁への「あっせん」であり、この組織に決定の権限があるわけではありません。

### ● 第三者委員会への申立の流れ

年金保険料を払っている人すべてが第三者委員会への申立をできるわけではありません。

第三者委員会へたどり着くまでの流れを次にご説明しますね。

ご自分の年金に不審な点のある方は、以下の流れで行動を起こします。

・まずは自分の年金記録をもう一度確認

社会保険事務所等で、ご自分の年金証書又は年金手帳、そして身分を証明するものとして健康保険証を提示して年金記録を確認します。

・社会保険庁から年金記録の確認結果(回答)を受け取ったら、不審な点がないかどうかしっかり確認します。そして



**不審な点があった場合、または社会保険庁から「記録不存在という回答があった場合**

・まずは証拠となる領収書等を探し、提示します。

ここで、証拠があれば、そこで記録の訂正等が行われ、申立等の必要はありません。

**申立ができるのは、社会保険事務所に年金記録の確認を行ったが、年金記録の全部又は一部がなく、本人の納付したという物的証拠がないため記録の訂正ができないという社会保険事務所の回答がありそれについて本人に異議がある場合ということになっています。**

### 【申立はこうする！】

社会保険庁からのこの「訂正できない」という回答書に、

給与明細書、銀行通帳、家計簿の写し等年金保険料支払い当時の記録や資料を可能な限り揃え

総務大臣宛の「年金記録に係る確認申立書」「同意書」を添えて

「社会保険事務所」に提出します。

社会保険事務所は、申立者のこれらの資料及び書類に加えて、自らの所有する記録・書類を添付し、第三者委員会へ渡します。

第三者委員会は、この申立を基本方針に従い、審議、判断します。

委員会で年金記録の訂正が必要と判断された場合には、その判断結果を踏まえ、総務大臣が社会保険庁長官に対し、あっせんする、ということになります。

今回のメルマガでは、実際の申立事例についてお話いたします。

---

## ★トピックス～急増しているパワーハラスメントの背景～

いまでも、セクハラ(セクシャルハラスメント)は職場において深刻な問題であることに変わりはありません。

しかし、現在パワハラ(パワーハラスメント)はより深刻です。

パワーハラスメントとは、部下に対する上司の嫌がらせ・いじめのことで、パワーハラスメントによる心的疾患、退職、自殺等、悲惨な問題が多々あります。

バブル崩壊は、日本の終身雇用慣習を破壊しました。

その終身雇用が崩壊、多くの会社はリストラという名の人員整理とともに成果主義を導入しました。

リストラと間違った形の成果主義は裏表です。

リストラに応じないなら成果を挙げろ、

このノルマを達成できないならこの会社にいる資格はない、等と部下を叱咤し、

部下を締め上げ業績をあげるという中間管理職の管理手法が罷り通っていた会社も実際にあります。  
また、中間管理職も同じことばでそのまた上司から締め上げられている、という現実もあったようです。

本来の成果主義とは、成績が悪ければ蹴落とすと言うようなものではなく、労働者個人の労働意欲と個性を活かして、自主的に目標を設定し、その目標に向かって努力し、自分の能力向上を図ることで、上司はその過程と結果を評価する、というものですから。

上司が部下を教育育成するための叱咤激励とパワーハラとは違います。

終身雇用制であれば、ここ一番我慢すれば...と言うこともあるかもしれませんが、定年までの保障もなくその上成果主義等で結果を求められて上司からの言葉の暴力(実際の暴力の場合もあります)に、逃げ場もなく追い詰められている会社員が増えているのです。

パワーハラスメント、あなたが加害者になってしまう場合も、そして被害者になる場合も、ありえます。

会社の常識、社会では非常識というのはよくある話。

常識として、「してはいけないこと、言うてはいけないこと」を考えおかしい?と感じたら、まずはそこで行動を起こさずよく考えて見ましょう。

公的な相談機関もありますよ。

~~~~~編集後記~~~~~

南座の「顔見世」も初日を迎え、  
錦市場は、日々賑わいを増して、黒豆やら棒鱈  
そして数の子が見られるようになりました。

年末ジャンボでつかの間の夢を見つつ  
年賀状の準備にも忙しい毎日です。

メルマガも、今年はあと1回となりました。  
第三者委員会の事例を次回はお届けいたします。

~~~~~

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメルマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>  
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---